

“いつか”に備えて今から始める

参加無料

終活・相続セミナー & 個別相談会

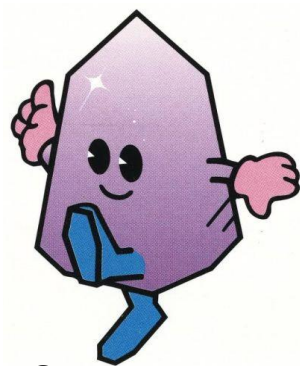
御自身や親御さんのこと「まだまだ先のことだから」「相続手続は急がなくていいから」と思われるかもしれません。しかし、令和6年4月1日から相続登記が義務化され3年以内に登記しなければなりません(過去に発生している相続登記も対象です。)

また、元気な今だからこそできることがあります。本セミナーを通して、将来のことや今やるべきことについて、一緒に考えてみませんか？

【注意】令和6年4月1日以前の相続については、令和9年3月31日までに相続登記をする必要があります。

このようなお悩みありませんか？

- 土地や建物の名義変更はどうするの？
- 相続が争族(争う家族)とならないためには？
- 名義が祖父(又は曾祖父)のままの土地がある。
- 遺言書は残した方がいいの？
- 認知症リスクへの備えはどうすればいいの？



日時 令和8年8月27日(木) 13:30~
場所 石川町文教福祉複合施設(モトガッコ2階)

【講演会】

13:30~14:30 『終活・相続に必要な手続について』

講師：福島地方法務局白河支局 登記相談員 佐藤 義治 氏

14:30~15:00 『知っておきたい「相続税・贈与税」のお話』

講師：郡山税務署 審理専門官 蛭名隆弘 氏

【相続・遺言及び相続税に関する個別相談会】予約制 30分まで

15:00~17:00 相談内容：相続登記、相続税、遺言、その他

相談担当：郡山税務署職員、法務局白河支局職員

司法書士 黒崎 佳奈 氏、司法書士 本多 強 氏

➤ 相談予約は、下記電話番号に電話で予約してください。

➤ 講演会の参加予約は不要です。



(ご予約・お問合せ) 税務課資産税係 TEL 0247-26-9119

主催 石川町・須賀川税務署・福島県司法書士会